

各関係機関の長 様
病虫害防除推進員 様

滋 賀 県 病 害 虫 防 除 所 長

病虫害発生予報第 9 号について

このことについて、以下のとおり発表したので送付します。

令和 7 年病虫害発生予報第 9 号

令和 7 年 (2025年) 8 月 26 日
滋 賀 県

【予報概要】

大阪管区気象台の発表では、向こう 1 か月の気温は高く、降水量は県北部で平年並または少なく、県南部で少なく、日照時間は多い見込み。

作物名	病虫害名	時期	発生量	作物名	病虫害名	時期	発生量
イネ	トビイロウンカ	－	平年並	アブラナ科 野菜	モンシロチョウ	－	平年並
	コブノメイガ	－	平年並		コナガ	－	やや多 少
ダイズ	べと病	－	やや少	野菜	ヨトウガ	－	やや多
	葉焼病	－	やや少		ハイマダラノメイガ	－	やや多
	アブラムシ類	－	平年並	果樹全般	カメムシ類	－	やや少
	ハダニ類	－	やや多	カキ	炭疽病	－	やや少
	吸実性カメムシ類	－	多	ナシ	ナシヒメシンクイ	－	やや少
	ハスモンヨトウ	－	やや多	チャ	炭疽病	－	やや少
	フタスジヒメハムシ	－	平年並		カンザワハダニ	－	やや多
野菜全般	アブラムシ類	－	平年並		チャノホソガ (Ⅳ)	やや早	やや少
	ハスモンヨトウ	－	やや多		クワシロカイガラムシ (Ⅲ)	やや早	やや少
	タバコガ類	－	多				
	ネキリムシ類	－	やや少				

A. イネの病虫害

1. トビイロウンカ

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- (1) 予察灯への飛来を認めていない。
- (2) ほ場での発生を認めていない。
- (3) 気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または少なく、県南部で少なく、日照時間は多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 極早生品種および早生品種では、今後の防除の必要性は低いと考えられる。中生品種および晩生品種では、7 月下旬頃までに飛来した場合は、坪枯れ症状が発生する可能性があるので注意する。
- (2) 株元をよく観察して、出穂期までに発生を認めた場合は薬剤を散布する。

2. コブノメイガ

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は平年並。
- (2) 気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または少なく、県南部で少なく、日照時間は多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 9月上旬までに収穫可能な極早生・早生品種では、防除の必要性は低い。
- (2) 晩生品種や晩植田、直播田では被害が発生しやすいので特に注意する。
- (3) 防除の目安は、中生・晩生品種では、8月上旬の被害株率が20%以上、または8月中旬に上位2葉の被害葉率が20%以上とする。

B. ダイズの病害虫

1. ベと病

予報内容 発生量：やや少

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量はやや少ない。
- (2) 気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または少なく、県南部で少ない見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 発生初期に薬剤を散布する。
- (2) 種子伝染するので、発生ほ場から採種しない。

2. 葉焼病

予報内容 発生量：やや少

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量はやや少ない。
- (2) 気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または少なく、県南部で少ない見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 台風など、激しい風雨の後に急増するので注意する。
- (2) 発生初期に薬剤を散布する。
- (3) 種子伝染するので、発生ほ場から採種しない。

3. アブラムシ類

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生を認めていない。
- (2) 黄色水盤での誘殺数は平年並。
- (3) 気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または少なく、県南部で少なく、日照時間は多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 発生初期から薬剤を散布する。

4. ハダニ類

予報内容 発生量：やや多

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量はやや少ないが、発生ほ場率は平年並。
- (2) 気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または少なく、県南部で少なく、日照時間は多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 発生初期から薬剤を散布する。

5. 吸実性カメムシ類

予報内容 発生量：多

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量はやや多い。
- (2) 水稻でのミナミアオカメムシの発生量は多い。
- (3) ミナミアオカメムシの予察灯への飛来量は多い。
- (4) 気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または少なく、県南部で少なく、日照時間は多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 若莢期～子実肥大期に薬剤を散布する。
- (2) ミナミアオカメムシは[注意情報第4号](#)を参照のこと。

6. ハスモンヨトウ

予報内容 発生量：やや多

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量はやや少ない。
- (2) フェロモントラップでの誘殺数は多い。
- (3) 気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または少なく、県南部で少なく、日照時間は多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 早期発見に努め、若齢幼虫が葉裏に群せいしているうちに捕殺する。
- (2) 幼虫が中齢～老齢になると薬剤の効果が低下するので、若齢期に薬剤を散布する。

7. フタスジヒメハムシ

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量はやや少ない。
- (2) 気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または少なく、県南部で少なく、日照時間は多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 子実肥大期に薬剤を散布する。

C. 野菜（露地）の病害虫

1. 野菜全般：アブラムシ類

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- （１）ほ場での発生を認めていない。
- （２）黄色水盤での誘殺数は平年並。
- （３）気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または少なく、県南部で少なく、日照時間は多い見込み。

防除上注意すべき事項

- （１）発生初期から薬剤を散布する。
- （２）薬剤抵抗性を獲得しやすいので、同一グループ薬剤の連用を避ける。

2. 野菜全般：ハスモンヨトウ

予報内容 発生量：やや多

予報の根拠

- （１）ほ場での発生量は平年並。
- （２）フェロモントラップでの誘殺数は多い。
- （３）気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または少なく、県南部で少なく、日照時間は多い見込み。

防除上注意すべき事項

- （１）早期発見に努め、若齢幼虫が群せいしているうちに捕殺する。
- （２）幼虫が中齢～老齢になると薬剤の効果が低下するので、若齢期に薬剤を散布する。

3. 野菜全般：タバコガ類

予報内容 発生量：多

予報の根拠

- （１）ほ場での発生量は平年並。
- （２）フェロモントラップでの誘殺数は多い。
- （３）気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または少なく、県南部で少なく、日照時間は多い見込み。

防除上注意すべき事項

- （１）[注意報第2号](#)を参照のこと。

4. 野菜全般：ネキリムシ類（カブラヤガ）

予報内容 発生量：やや少

予報の根拠

- （１）ほ場での発生を認めていない。
- （２）フェロモントラップでの誘殺数は少ない。
- （３）気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または少なく、県南部で少なく、日照時間は多い見込み。

防除上注意すべき事項

- （１）発生初期に薬剤を散布する。

5. アブラナ科野菜：モンシロチョウ（アオムシ）

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- （１）ほ場での発生を認めていない。
- （２）気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または少なく、県南部で少なく、日照時間は多い見込み。

防除上注意すべき事項

- （１）発生初期に薬剤を散布する。

6. アブラナ科野菜：コナガ

予報内容 発生量：やや多

予報の根拠

- （１）ほ場での発生量はやや少ない。
- （２）予察灯への飛来量は多い。
- （３）気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または少なく、県南部で少なく、日照時間は多い見込み。

防除上注意すべき事項

- （１）発生初期に薬剤を散布する。
- （２）薬剤抵抗性を獲得しやすいので、同一グループ薬剤の連用を避ける。

7. アブラナ科野菜：ヨトウガ

予報内容 発生量：少

予報の根拠

- （１）ほ場での発生を認めていない。
- （２）フェロモントラップでの誘殺数は少ない。
- （３）気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または少なく、県南部で少なく、日照時間は多い見込み。

防除上注意すべき事項

- （１）早期発見に努め、群せいしているうちに捕殺する。
- （２）若齢期に薬剤を散布する。

8. アブラナ科野菜：ハイマダラノメイガ

予報内容 発生量：やや多

予報の根拠

- （１）ほ場での発生を認めている。
- （２）指標植物であるクレオメでの発生を認めていない。
- （３）気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または多く、県南部で多い見込み。

防除上注意すべき事項

- （１）セル成型苗やペーパーポット苗に、登録のある薬剤を灌注する。
- （２）発生初期に薬剤を散布する。

D. 果樹の病害虫

1. 果樹全般：カメムシ類

予報内容 発生量：やや少

予報の根拠

- (1) フェロモントラップでの誘殺数および予察灯での誘殺数はともにやや少ない。
- (2) 気温は高く、降水量は県北部で平年並または少なく、県南部で少ない見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 飛来を認めたら、早朝か夕方に薬剤を散布する。

2. カキ：炭疽病

予報内容 発生量：やや少

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は平年並。
- (2) 気温は高く、降水量は県北部で平年並または少なく、県南部で少ない見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 「富有」、「早秋」等は発病しやすい。
- (2) 病枝、病果は処分する。
- (3) 9月に雨が多いと発病が多くなる。

3. ナシ：ナシヒメシンクイ

予報内容 発生量：やや少

予報の根拠

- (1) フェロモントラップでの7月以降の累積誘殺数はやや少ない。
- (2) ほ場での被害果数は平年並。
- (3) 気温は高く、降水量は県北部で平年並または少なく、県南部で少ない見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 被害果は処分する。
- (2) 収穫期の遅い品種ほど被害が大きくなるので注意する。

E. チャの病害虫

1. 炭疽病

予報内容 発生量：やや少

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量はやや少ない。
- (2) 気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または少なく、県南部で少ない見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 発生園では薬剤を散布する。
- (2) 秋番茶の収穫を予定している園では、使用時期（収穫前日数）に注意する。

2. カンザワハダニ

予報内容 発生量：やや多

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量はやや多い。
- (2) 気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または少なく、県南部で少ない見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 発生が認められる園では薬剤を散布する。
- (2) 秋番茶の収穫を予定している園では、使用時期（収穫前日数）に注意する。
- (3) 発生量が少なく、秋番茶の収穫を予定していない茶園は、秋整枝後に行う越冬ダニの防除（10月）まで防除時期を遅らせる。

3. チャノホソガ（第4世代幼虫）

予報内容 発生時期：やや早

発生量：やや少

予報の根拠

- (1) 第3世代成虫のフェロモントラップでの誘殺時期は平年並。
- (2) 第3世代成虫の累積誘殺数はフェロモントラップでやや少ない。
- (3) 気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または少なく、県南部で少ない見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 新葉に産卵を認めたら薬剤を散布する。
- (2) 秋番茶の収穫を予定している園では、使用時期（収穫前日数）に注意する。

4. クワシロカイガラムシ（年3回発生地域・第3世代幼虫）

予報内容 発生時期：やや早

発生量：やや少

予報の根拠

- (1) 第2世代幼虫の発生時期はやや早い。
- (2) 第2世代成虫（雄繭）の寄生株率はやや少ない。
- (3) 気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または少なく、県南部で少ない見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 防除は、ふ化～定着直後の幼虫を対象とし、ふ化最盛期（50%ふ化卵塊が過半数に達した時期）の約2～3日後が防除適期となる。
- (2) 秋番茶の収穫を予定している園では、使用時期（収穫前日数）に注意する。

防除対策（耕種的防除や薬剤防除など）については、滋賀県農作物病虫害雑草防除基準を参照してください。

病虫害防除に関する情報

滋賀県病虫害防除所 病虫害の発生予察などの関連情報
<http://www.pref.shiga.lg.jp/boujyo/>

滋賀県農作物病虫害雑草防除基準
滋賀県における病虫害や雑草の適切かつ安全な防除および危被害防止についての基準
<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/ryutsuu/303181.html>

滋賀県病虫害防除所

〒521-1301 滋賀県近江八幡市安土町大中516

TEL 0748-46-6160・4926

FAX 0748-46-5559

Email GC70@pref.shiga.lg.jp

<http://www.pref.shiga.lg.jp/boujyo/>

農薬を扱うみなさまへ

農薬取締法や滋賀県では、農薬を販売する者・使用する者が守らなければならない事項、守っていただきたい事項を次のように定めています。このことを守り、農薬の適正な流通、安全・適正な使用に努めましょう。

下線部は、農薬取締法・関係法令で定められ、農薬を扱うものが守るべき事項です。

下線部を守らないと、**農薬取締法違反で罰せられる可能性があります。**

1. 販売に関すること

- ① 農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を販売しないこと。
- ② 販売禁止農薬を販売しないこと。
- ③ 農薬の効果等に関して、虚偽の宣伝をして販売しないこと。
- ④ 無登録の農薬について、農薬登録を受けていると誤認させるような宣伝をしないこと。
- ⑤ 販売者は、取り扱う全ての農薬について、種類別に仕入数量と譲渡数量（水質汚濁性農薬については譲渡先別譲渡数量）を帳簿に正確に記載し、3年間保存すること。
 - ・ 農薬の種類ごとに日別に記載し、在庫管理ができる帳簿にしてください。
 - ・ コンピューターで管理している場合は、過去の実績をプリントアウトしておいてください。
- ⑥ 農薬登録がされていない「農薬に該当しない除草剤」は、容器又は包装に農薬として使用できない旨を表示すること。

また、「農薬に該当しない除草剤」の販売者は、販売所ごとに公衆の見やすい場所に、「農薬に該当しない除草剤」を農薬として使用できない旨を表示すること。
- ⑦ 農薬は他の品目（特に食品）と混在して陳列しないでください。
- ⑧ 農薬は住居（生活空間）で保管しないでください。
- ⑨ 農薬はいつも目の届く場所に陳列してください。
- ⑩ 盗難防止対策をとってください。
- ⑪ 最終有効年月を過ぎた農薬は販売しないようにしましょう。
- ⑫ 毒物劇物を販売している方は、毒物および劇物取締法の規定を遵守してください。

2. 使用に関すること

- ① 農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を使用しないこと。
- ② 販売禁止農薬を使用しないこと。
- ③ 食用農作物等に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守すること。
 - ・ ラベルに記載されている農作物のみに当該農薬を使用すること。
 - ・ 使用量：面積当たりの規定量を超えて農薬散布をしない。
 - ・ 希釈倍率：規定された希釈倍率の最低限度を下回る希釈倍数での農薬散布をしない。
 - ・ 使用時期：規定された使用時期以外に農薬散布をしない。
 - ・ 各有効成分ごとの総使用回数を超えて使用しないこと。

（種苗を用いる場合は、種苗に表示のある有効成分ごとの農薬の使用回数を勘案する必要がある）
 - ・ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないようにしてください。
- ④ 次に掲げる事項を帳簿に記載するようにしてください。

農薬を使用した年月日・場所・農作物等・農薬の種類又は名称・使用量・希釈倍数
- ⑤ ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、農薬使用計画書を農林水産大臣・環境大臣に提出すること。また、計画に変更がある場合も同様に、計画変更届を提出すること。
- ⑥ 農作物等・人畜・生活環境動植物に害を及ぼさないようにすること。
- ⑦ 農作物等および土壌、水質に汚染が生じ、かつ、その汚染が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- ⑧ 農薬保管・使用にあたっては、飛散・流出・揮散しないようにしてください。
- ⑨ 農薬は鍵のかかるところで、食品等の他のものと区別して保管してください。
- ⑩ 毒物劇物を扱う方は、毒物および劇物取締法の規定を遵守してください。